

旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、それら動産の賠償額として1800万円が認められた事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（以下申立人3名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目
 - (1) 避難による精神的損害（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に限り、9月以降は今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛を含む）
 - (2) 検査費用
 - (3) 避難費用
 - (4) 医療費
 - (5) 生活費増加分
 - (6) 車修理代
 - (7) 弁護士費用
- ・期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、不可分的に6,134,448円の支払義務があることを認める。

（内訳）

(1) 避難による精神的損害	3,150,000円
(2) 検査費用	5,000円
(3) 避難費用	112,000円
(4) 医療費	100,000円
(5) 生活費増加分	2,496,144円
(6) 車修理代	93,304円
(7) 弁護士費用	178,000円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

第1項(2)ないし(7)に掲げる損害項目(ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月2日

(仲介委員 養毛誠子)

旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、それら動産の賠償額として1800万円が認められた事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下申立人全員を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ①損害項目 避難費用
 期 間 自 平成24年 1月 1日
 至 平成24年 9月30日
- ②損害項目 精神的損害
 期 間 自 平成23年 3月11日
 至 平成24年 9月30日
- ③損害項目 財物損害（別紙目録記載の土地、建物）
 ただし、内金として合意するものである。
- ④損害項目 弁護士費用
 期 間 自 平成24年 1月 1日
 至 平成24年 9月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、59,096,222円であることを認める。

（内訳）

①避難費用	1,333,310円
②精神的損害	4,050,000円
③財物損害（土地、建物）	51,991,662円
④弁護士費用	1,721,250円

3 既払いの未清算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項の損害に対する未清算の仮払い補償金2,650,000円を支払い済みであることを確認する。

この未清算の仮払い補償金2,650,000円について、第2項記載の和解金59,096,222円と清算する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ただし、第1項②精神的損害、③財物損害（別紙目録記載の土地、建物）については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月21日

(別紙目録省略)

(仲介委員 蓑毛誠子)

旧警戒区域（帰還困難区域）から避難した申立人らについて、高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、それら動産の賠償額として1800万円が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下申立人全員を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

① 損害項目 財物賠償（平成〇〇年〇〇月〇〇日付甲第〇〇号証、平成〇〇年〇〇月〇〇日付の甲第〇〇号証ないし甲〇〇号証、及び同年〇〇月〇〇日付の甲第〇〇号証ないし甲第〇〇号証の動産に限る。）

② 損害項目 弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する和解金が、18,540,000円であることを認める。

（内訳）

① 財物損害	18,000,000円
② 弁護士費用	540,000円

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月20日

(仲介委員 蓑毛誠子)